

令和8年度随意契約一覧表【教育総務部】

令和8年4月1日から令和8年6月30日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）		契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
教育指導室	富田林市立幼稚園児送迎バス（スマイル号ピンク）運行業務	令和8年4月1日	株式会社 トーヨーふれ愛バス	令和8年4月1日	～ 令和9年3月31日	7,920,000	午前8時15分から午後3時30分までの間に、休園になった公立幼稚園から最寄りの公立幼稚園までの園児の送迎や、交流保育、園外保育等により、出発地と目的地間について園児および添乗の教職員を送迎する業務。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	現在、公立幼稚園10園で日程調整しながら2台のバスを使用している。園行事等に合わせ出発地と目的地が変わり、日々の運行ルートが複雑である点、また、1台にトラブルがあっても、もう1台と連携し遅延等を回避できる点等から、2台を同業者で契約することが望ましい。2台のうち、1台は令和9年7月31日、1台は令和8年3月31日まで契約しており、本契約は、令和8年3月31日で契約満了となる1台を対象とする。
学校給食課	令和8年度 富田林市給食費管理システム保守業務（小学校・幼稚園分）	令和8年4月1日	株式会社 インテック 行政システム事業部西日本公共ソリューション部	令和8年4月1日	～ 令和9年3月31日	3,132,360	市立小学校・幼稚園給食の食数管理及び教職員、幼稚園児の給食費徴収等のシステム保守を行う。 《令和8年度概要》 ・給食実施予定 小学校187日、幼稚園137日 ・対象校 小学校16校、幼稚園10園 ・給食費対象人数（教職員等含む） 小学校 約5,600人 幼稚園 約300人	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	小学校・幼稚園給食の食数管理及び教職員、幼稚園児の給食費徴収に関して学校給食費管理システムを運用しており、過去はシステム構築元の富士通Japan(株)に保守委託していましたが、事業再編に伴いパートナー企業の同社へ業務移管されています。同社は富士通Japan(株)より業務内容及びそれに関する資料を継承しており、緊急時の早期対応やシステム開発元との連携が可能なたため、同社との特命随意契約を希望します。
学校給食課	令和8年度富田林市立学校給食センターGHP（ガスヒートポンプエアコン）保守点検業務	令和8年4月1日	大阪瓦斯 株式会社 エナジーソリューション事業部	令和8年4月1日	～ 令和9年3月31日	1,574,171	富田林市立学校給食センターのGHP（ガスヒートポンプエアコン）の保守点検 《業務概要》 ・定期点検 年度内1回 ・台数 22台 ・機種 GHP（ガスヒートポンプエアコン、ヤンマーエネルギーシステム（株）製） ・フロン定期点検※フロン排出抑制法により3年に1回以上定期点検が必要	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	同社は独自の遠隔監視とデータ収集によるトラブルの早期発見と迅速な対応、故障予測を活用した未然防止が可能です。さらに、GHPの仕組みやガス設備に精通していることから専門的な点検・整備が可能であり、稼働状況に応じた無償部品交換によりスムーズな故障対応を行えるため、同社との特命随意契約を希望します。
学校給食課	令和8年度 富田林市立学校給食センターボイラー保守管理等業務	令和8年4月1日	株式会社 日本サーモエナジー 南大阪支店	令和8年4月1日	～ 令和9年3月31日	1,786,840	富田林市立学校給食センターボイラー保守管理業務 対象設備（EQ1-2000NM）の保守点検 点検台数 3台 点検回数 3回/年 部品交換作業	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	機器の製造会社であり、自社の持つ特許や機器の構造等を熟知した同者でなければ、保守点検等ができないため。
学校給食課	令和8年度 富田林市幼稚園給食用牛乳の売買契約	令和8年4月1日	泉南乳業 株式会社	令和8年4月1日	～ 令和9年3月31日	2,980,317	令和8年度富田林市幼稚園給食用牛乳の売買契約 《概要》 ・給食実施予定 137日 ・対象園 10園	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	泉南乳業株式会社は大阪府の所管組織である公益財団法人大阪府学校給食会の供給事業者であり、年間を通して安定性・安全性・品質を確保した上で供給が可能である。現在、小学校・中学校が本業者より供給を受けており、物資供給に係る対応に問題もなく、公益財団法人大阪府学校給食会の供給事業者のうち本市から最も距離も近いことから、安定・安全・安心な幼稚園給食を実施するため、泉南乳業株式会社との契約が必要である。
教育総務課	令和8年度 学校図書館の購入	令和8年4月1日	富田林市公共図書館納入組合	令和8年4月1日	～ 令和9年3月31日	7,860,000	富田林市立学校園の図書購入	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	図書につきましては、著作物の再販制度により基本的に定価販売であるため、競争で価格を決定する競争入札に適しないものであり、また、富田林市公共図書館納入組合は、本市内で唯一の図書販売業者組織であるため。
学校給食課	令和8年度 学校給食用パン売買契約	令和8年4月1日	公益財団法人 大阪府学校給食会	令和8年4月1日	～ 令和9年3月31日	17,795,567	令和8年度学校給食用パン売買契約 《概要》 小学校給食 16校 ・対象校 幼稚園給食 10園 ・対象園	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	大阪府学校給食会は、学校教育活動の一環として実施される学校給食を支援するため、大阪府内市町村の学校給食用物資の供給等を目的とした組織です。引き続き契約することで、年間を通した物資の安定的な供給、食品の安全性、大量発注によるコスト削減が見込まれ、本市の学校給食事業を安定的に実施できることから特命随意契約とするものです。
学校給食課	令和8年度 4～11月需要分学校給食用精米売買契約	令和8年4月1日	公益財団法人 大阪府学校給食会	令和8年4月1日	～ 令和8年11月30日	30,606,629	令和8年度 4～11月需要分学校給食用精米売買契約 《概要》 小学校給食 16校 ・対象校 幼稚園給食 10園 ・対象園	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	大阪府学校給食会は、学校教育活動の一環として実施される学校給食を支援するため、大阪府内市町村の学校給食用物資の供給等を目的とした組織です。引き続き契約することで、年間を通した物資の安定的な供給、食品の安全性、大量発注によるコスト削減が見込まれ、本市の学校給食事業を安定的に実施できることから特命随意契約とするものです。
学校給食課	令和8年度 大阪府学校給食用牛乳の売買に関する委任契約	令和8年4月1日	公益財団法人 大阪府学校給食会	令和8年4月1日	～ 令和9年3月31日	74,001,286	令和8年度 大阪府学校給食用牛乳の売買に関する委任契約 《概要》 ・給食実施予定 187日 ・対象校 16校	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	大阪府学校給食会は、学校教育活動の一環として実施される学校給食を支援するため、大阪府内市町村の学校給食用物資の供給等を目的とした組織です。引き続き契約することで、年間を通した物資の安定的な供給、食品の安全性、大量発注によるコスト削減が見込まれ、本市の学校給食事業を安定的に実施できることから特命随意契約とするものです。

令和 8 年度随意契約一覧表【教育総務部】

令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 6 月 3 0 日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）		契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
教育指導室	令和 8 年度 脊柱側弯症検査業務	令和8年4月24日	医療法人 厚生会	契約日の翌日	～ 令和9年3月31日	1,812,140	学校保健安全法第 1 3 条第 1 項及び同法施行規則第 6 条に基づく児童生徒の脊柱側弯症検査	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号	一次検査（モアレ検査）では、専用の機器とともに小中学校24校を巡回して検査する必要がある。また、検査結果として経過観察が必要な場合は、翌年に再度検査を行う必要があることから、検査機関を一定にすることが望ましい。 厚生会は学校検診業務を取り扱っており、巡回しながら検査する実施形態に対応でき、かつ、過去の結果を把握しており、適切な判断を下すことができるため。また、モアレ検査を巡回して行える業者が近隣には存在しないため。
教育指導室	令和 8 年度 心臓検診業務	令和8年4月1日	医療法人 厚生会	契約日の翌日	～ 令和9年3月31日	2,160,950	学校保健安全法第 1 3 条第 1 項及び同法施行規則第 6 条に基づく児童生徒の心臓検診	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号	一次検診では心電図を撮影する機器とともに小中学校24校を巡回する必要がある。同時に機器複数台で複数校を巡回しなければならない。また、心臓検診は経過観察を行う必要があるため、検診期間を一定にすることが望ましい。 厚生会は学校検診業務を取り扱っており、巡回検診に対応できる上、二次検診では心臓小児科の専門医による聴打診を行うことができる。また過去の検診結果を把握しており適切な判断を下すことができるため。
教育指導室	令和 8 年度 結核検診業務	令和8年4月17日	一般財団法人 大阪府結核予防会	契約日の翌日	～ 令和9年3月31日	1,335,950	（１）学校保健安全法第 1 3 条第 1 項及び同法施行規則第 6 条に基づく児童生徒の結核検診 （２）学校保健安全法第 1 5 条第 1 項及び同法施行規則第 1 3 条に基づく教職員の結核検診	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号	結核検診は、小中学校24校を同時に複数校巡回して胸部エックス線撮影を実施し、経過観察が必要な者に対しては秋に再度検査を行うものである。 結核予防会は結核を主として取り扱っており、専門性が高い上、巡回検診の設備があり、要経過観察者に対しては年2回の検診実施だけでなく、以前からの検査結果を把握し、適切な診断を下すことができるため。また、不特定の時期に来る海外の結核高蔓延国からの帰入生の検査にも対応できるため。
教育指導室	令和 8 年度 水泳指導補助等業務（コ・ス・パ狭山金剛24）	令和8年4月21日	株式会社 COSPAウエルネス コ・ス・パ狭山金剛 2 4	契約日の翌日	～ 令和9年3月31日	9,488,160	富田林市内及び近郊で屋内プールや送迎バスを有し、平日実施（3～5日）、送迎時間、受け入れ人数等も考慮した上で、民間事業所に委託し所属するインストラクター（1クラス4名）により、児童一人あたり、年間を通じて4回の水泳指導を実施する。これにより、効果的で安全な水泳指導の実現を図る。	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号	本事業を実施するにあたり、富田林市内及び近郊で屋内プールや送迎バスを有し、送迎時間、受け入れ人数等も考慮した上で民間事業所を調査したところ、4事業所が該当しました。 そのうち、上記事業所については、2校（藤沢台小学校、小金台小学校）を受け入れる体制が整い、送迎時間も概ね20分以内と安全かつ円滑な水泳指導業務が可能であることから、上記業者と随意契約を希望します。
教育指導室	令和 8 年度 水泳指導補助等業務（けあばる富田林ケアセンター）	令和8年4月21日	ケアセンター管理運営共同事業体	契約日の翌日	～ 令和9年3月31日	2,999,700	富田林市内及び近郊で屋内プールや、移動時間、受け入れ人数等も考慮した上で、民間事業所に委託し所属するインストラクター（1クラス4名）により、児童一人あたり、年間を通じて4回の水泳指導を実施する。これにより、効果的で安全な水泳指導の実現を図る。	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号	本事業を実施するにあたり、富田林市内及び近郊で屋内プールや送迎バスを有し、送迎時間、受け入れ人数等も考慮した上で民間事業所を調査したところ、4事業所が該当しました。 そのうち、上記事業所については、1校（向陽台小学校）を受け入れる体制が整い、また、学校の近所に位置し、徒歩での移動が可能であるため、児童の安全確保及び移動に係る負担軽減にもつながることから、上記業者と随意契約を希望します。
学校給食課	富田林市立学校給食センター昇降機保守点検業務（長期継続契約）	令和8年5月8日	三菱電機ビルソリューションズ 株式会社 関西支社	令和8年7月1日	～ 令和11年6月30日	2,653,200	学校給食センター内に設置されているエレベーター1基、ダムウェーター1基の保守点検業務 《点検対象機器》 エレベーター VFGLB-JB 1 基 ダムウェーター RL-5 0 0 S-23G3 1 基	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号	富田林市立学校給食センターのエレベーター、ダムウェーターは、三菱電機（株）製であり、同社のメンテナンス部門を担当するのが三菱電機ビルソリューションズ（株）となっています。 機器トラブルを未然に防ぐには、メーカーと直結した高い技術力を有した保守点検業務が最も効率的、経済的と考えられます。 また、非常時の対応として、自社独自の遠隔機器点検を行うことにより異常事態の監視・把握等、迅速な対応が可能です。
教育指導室	令和8年度～令和11年度小中学校デジタルドリル使用契約（長期継続契約）	令和8年5月29日	日本電通 株式会社	令和8年6月1日	～ 令和11年5月31日	21,384,000	本市立小中学校における一人一台端末を活用した学習活動の充実を図るため、デジタルドリルの契約を行う。また、定期的に各校のアクセスログ等の活用状況を市担当者に報告し、活用充実に向けた方策について協議を行う。	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	上記契約について指名競争入札を実施したところ、入札が不調に終わりました。本来ならば、仕様を見直したうえで、再度入札を行うべきところですが、予定の使用開始日が迫っており、2度目の入札を行うことができない状況にあったことから、唯一入札の意思を示した日本電通株式会社に、当初予算内で使用契約が可能であることを確認し、上記業者と随意契約を希望します。
教育指導室	令和 8 年度 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付	令和8年4月1日	独立行政法人 日本スポーツ振興センター	令和8年4月1日	～ 令和9年3月31日	6,343,810	学校園の管理下で、児童生徒等の災害（負傷、疾病、障がい又は死亡）が発生したときに災害共済給付（医療費、障がい見舞金又は死亡見舞金の給付）を行う、国・学校園の設置者・保護者の三者の負担による互助共済制度	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号	災害共済給付制度は、学校園の管理下で災害（負傷、疾病、障がい又は死亡）が発生したときに災害共済給付を行う、国・学校園の設置者・保護者の三者の負担による互助共済制度である。これは独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度であり、同様の公的な災害給付を行っている団体が他にないため。

令和 8 年度随意契約一覧表【教育総務部】

令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 6 月 3 0 日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）			契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
教育総務課	富田林市立学校園機械警備業務（長期継続契約）	令和8年5月29日	セコム 株式会社	令和8年6月1日	～	令和12年6月30日	19,145,280	市立小学校16校、中学校8校、幼稚園13園で休日・夜間等の教職員が不在時に施設の防犯や火災異常など、安全管理のために機械警備を行う。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	入札を行いました。セコム株式会社のみの応札となり、中止となりました。現契約が令和8年5月末で終了するため、急ぎ業者選定を行う必要があります。そのため、入札により業務受注の意思表示があり、予定価格の範囲内で、実績のある現在契約中のセコム株式会社を選定いたします。
教育総務課	富田林市立小中学校インターネット回線利用契約	令和8年6月10日	日本電通 株式会社	令和8年4月1日	～	令和8年9月30日	4,686,000	小中学校24校及び市教育委員会をネットワーク回線で結び、文部科学省が提唱するGIGAスクール構想に基づき、本市が整備する児童生徒1人1台の学習用端末において、高速・大容量のインターネット接続を行い、遠隔教育や動画の活用など、良好な学習環境を提供するもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	システムの導入業者であり、本市のシステムの内容や運用設定・機器の接続構成を熟知し、また、障害に対応した技術情報を備えており、迅速な障害対応を含む本業務の履行が可能のため。
教育総務課	授業目的公衆送信補償金制度利用の申請について	令和8年6月22日	授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	1,012,242	GIGAスクール構想の実現に向けてOCTを活用する上で、オンラインやクラウドを活用した授業を行うため、授業の公衆送信に係る補償金制度の利用契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	授業目的による公衆送信については、著作権法に基づき日本で唯一文化庁長官の指定を受けている一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会と締結する必要があるため。
教育指導室	令和8年度 水泳指導補助等業務（富田林イトマンスイミングスクール）	令和8年4月21日	株式会社 杉多エンタープライズ 富田林イトマンスイミングスクール	契約日の翌日	～	令和9年3月31日	19,916,160	富田林市内及び近郊で屋内プールや送迎バスを有し、平日実施（3～5日）、送迎時間、受け入れ人数等も考慮した上で、民間事業所に委託し所属するインストラクター（1クラス4名）により、児童一人あたり、年間を通じて4回の水泳指導を実施する。これにより、効果的で安全な水泳指導の実現を図る。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本事業を実施するにあたり、富田林市内及び近郊で屋内プールや送迎バスを有し、送迎時間、受け入れ人数等も考慮した上で民間事業所を調査したところ、4事業所が該当しました。そのうち、上記事業所については、試行実施の実績を有し、業務を円滑に遂行できるとともに、安全性が確保されていることを確認しました。また、7校（富田林小学校、新堂小学校、喜志小学校、大伴小学校、彼方小学校、東条小学校、喜志西小学校）を受け入れる体制が整い、送迎時間も概ね20分以内と円滑な運用が可能なおことから、上記業者と随意契約を希望します。
教育指導室	令和8年度 水泳指導補助等業務（滝谷イトマンスイミングスクール）	令和8年4月21日	株式会社 いずみニー滝谷イトマンスイミングスクール	契約日の翌日	～	令和9年3月31日	18,364,720	富田林市内及び近郊で屋内プールや送迎バスを有し、平日実施（3～5日）、送迎時間、受け入れ人数等も考慮した上で、民間事業所に委託し所属するインストラクター（1クラス4名）により、児童一人あたり、年間を通じて4回の水泳指導を実施する。これにより、効果的で安全な水泳指導の実現を図る。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本事業を実施するにあたり、富田林市内及び近郊で屋内プールや送迎バスを有し、送迎時間、受け入れ人数等も考慮した上で民間事業所を調査したところ、4事業所が該当しました。そのうち、上記事業所については、試行実施の実績を有し、業務を円滑に遂行できるとともに、安全性が確保されていることを確認しました。また、6校（錦郷小学校、川西小学校、高辺台小学校、久野喜台小学校、寺池台小学校、伏山台小学校）を受け入れる体制が整い、送迎時間も概ね20分以内と円滑な運用が可能なおことから、上記業者と随意契約を希望します。
教育総務課	富田林市立中学校屋内運動場空調設備整備工事監理業務	令和8年5月26日	株式会社 トリ設備計画	令和8年5月27日	～	令和8年12月25日	9,295,000	屋内運動場空調設備整備工事監理業務 一式	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	本業務は、令和7年度に実施した「富田林市立中学校屋内運動場空調設備整備設計業務」の設計内容を熟知し、設計意図を施工者へ正確に伝達し、現場に反映する必要があります。株式会社トリ設備計画は、本設計業務を履行しており、設計内容を熟知し、監理能力が高いと考えます。また、本事業者に随意契約をすることにより、時価に比して経費の節減が確保ができることから、本事業者に随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による）を希望します。